

獣医師法第 22 条の規定に基づく届出について

獣医師免許を所有する者は、獣医師法第 22 条により 2 年毎に住所、氏名、就業状況および勤務先等について都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出ることが義務付けられています。

これは獣医事行政の的確な遂行のため、獣医師の分布、就業状況および異動状況等の的確な把握が重要であることから、義務づけられているもので、本年は届け出の第 6 号様式（A4 判）により届出を行う年になっています。届出をしなかった場合は、獣医師法第 8 条第 2 項の規定により業務の停止が命じられたり、免許が取り消されることがあります。

会員の皆様は、3 枚複写の第 6 号様式（日本獣医師会印刷）に必要事項を記載の上、平成 27 年 1 月 31 日までに、お住まいの総合振興局（振興局）の農務課に直接持参ないしは郵送により提出をしてください。この期日までに届けられない場合は、本条の届け出とはなりませんので、ご注意ください。

詳細は農林水産省のホームページ

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>) を参照ください。

また、第 6 号様式（日本獣医師会印刷）の送付については、次のとおりとなりますのでご注意ください。

1. 後志・胆振・日高および留萌の各支部会員については、所属支部から各会員に送付されます。
2. 上記以外の各支部会員については、北獣会誌 12 月号に 1 部同封されますので、ご利用願います。

なお、同居会員で北獣会誌が送付されない方については、必要部数が、所属支部から別途送付されます。

第 6 号様式のダウンロード

獣医師法第 22 条に基づく届出の作成参考資料を下記に示しますので、良くお読みください。

獣医師法第 22 条に基づく届出の作成参考資料

以下、獣医師法(昭和 24 年法律第 186 号)第 22 条の届出を作成される際の参考としてください。

1 一般的事項

- (1) 届出は獣医師法施行規則（昭和 24 年農林省令第 93 号）第 13 条に規定する届出書（第 6 号様式）により作成してください。
- (2) 届出の該当者は、我が国の獣医師免許を有し、かつ我が国に住所のある方です。なお、12 月 31 日に海外出張等で住所地にいない方も届出をしなければなりません。
- (3) 届出書の作成に当たっては、届出用紙の注意事項を読み、各記載事項欄に記入もれのないようにしてください。なお、該当事項のない欄には斜線を引いてください。
- (4) 文字は、黒又は青インクを用いて、楷書で明確に記入してください。
- (5) 誤記の訂正は、2 本の横線を引いて消し、余白を用いて正しく記入してください。

2 個別事項

- (1) 届出年月日欄には、忘れずに届出年月日（平成 28 年12 月 31 日現在）を記入してください。
- (2) 本籍地の属する都道府県名欄及び氏名欄には、戸籍上の都道府県名（日本国籍を有しない方はその国籍）及び氏名を記載してください。なお、獣医師免許に記載されている本籍地や氏名が、婚姻等により戸籍上の本籍と異なっている場合、この届出書とは別に、施行規則第 3 条に規定する獣医師名簿登録事項変更申請(第 2 号様式)が必要です（詳細は農林水産省のウェブサイト（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html>）を参照してください）。申請中の方は、備考欄にその旨を記入してください。
- (3) 登録年月日欄には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記載してください。獣医師免許証の再交付又は登録事項の変更による書換交付を受けた方は、獣医師免許証裏面に登録年月日が記載されています。先述の再交付又は書換交付を受けていない方は獣医師免許証表面の登録年月日を記載してください。
- (4) 現住所欄及び勤務先の所在地欄には、番号（番地）まで記入してください。また、12 月 31 日現在、海外出張等で住所地にいない方は、現住所欄には、我が国における住所を記載してください。
- (5) 主たる職業欄は最も該当するものを 1 つずつ○で囲んでください。該当するものが 2 つ以上ある場合は、従たる職業の概要欄に記載してください。
- (6) 業務の内容欄のうち 1 から 4 の診療の業務のいずれかを○で囲んだ方で、その勤務先が株式会社や有限会社等であって、専ら動物診療で収益を上げている場合、勤務先欄の 01 の個人診療施設を○で囲んでください。なお、製薬会社や飼料会社の診療施設勤務者は勤務先欄の 011 を○で囲んでください。
- (7) 備考欄には主たる職業欄及び従たる職業の概要欄に関して参考となる事項を記載してください。例えば、主たる職業欄の「その他」を○で囲んだ方は、その職業内容として、「自営業で酪農業を経営」などと記載してください。

獣医師法第 22 条に基づく届出に関する Q & A

Q 1 届出を行わなかった場合、どうなりますか。

A 1 本届出は、獣医師の義務ですので、不履行の場合は、法第 8 条第 2 項第 3 号により業務の停止が命ぜられたり、免許が取り消されることがあります。また、1 月末日の期限までに届出されなかった場合は、本条の届出とは認められませんので注意してください。

Q 2 どこに提出したら良いですか。

A 2 お住まいの都道府県知事を経由して農林水産大臣に届け出ることとなっております。詳しくは、都道府県の畜産主務課または最寄りの家畜保健衛生所へお問い合わせください。

注意) 勤務地や、出生地、出身大学の所在する都道府県ではありません。

(参考：全国家畜保健衛生所一覧)

<http://www.naro.affrc.go.jp/niah/contents/link/kaho/index.html>

Q 3 届出書の (9) 業務の種類Ⅰ産業動物診療の v その他の対象動物とは何ですか。

A 3 めん羊、山羊またはうずらです。

Q 4 届出書の (9) 業務の種類Ⅱ小動物診療の iii 小鳥の対象鳥とは何ですか。

A 4 オウム科全種 (インコ、オオバタン、ヨウム等)、カエデチョウ科全種 (ブンチョウ、ジュウシマツ等)、アトリ科全種 (カナリア、マヒワ等) です。

Q 5 届出書の (9) 業務の種類Ⅲの「Ⅰ及びⅡ以外の診療の対象動物」は何ですか。

A 5 Ⅰ及びⅡ以外の哺乳類 (兎、フェレット等) や鳥類 (ハト等) のほか、爬虫類、両生類、魚類等です。

Q 6 (9) 業務の種類「Ⅴ獣医学上の知識を必要としないもの」とは何ですか。

A 6 獣医事に関係しない学校勤務 (高校農業や理科を除く) や自らは診療を一切行わない動物病院経営者、ペットショップの経営者等です。

Q 7 産業動物診療 (主として牛) と小動物診療 (主として犬) を業務としており、主たる業務は産業動物診療です。なお、個人診療施設に雇用されています。どう記載したらよいですか。

A 7 (9) 業務の種類はⅠ及び i、(10) 業務の内容は 2、(11) 勤務先は 01 を○で囲んでください。

なお、(14) 従たる職業の概要欄に「Ⅱ-i-2-01」と記載してください。

Q 8 株式会社 (有限会社・社団法人・財団法人) の経営する診療施設で働いています。届出書の勤務先は 011 (012) ですか。

A 8 従前から「個人診療施設」に区分していますので、01 を○で囲んでください。011,012 に該当するのは、これらの形態をとる法人であって、個人診療施設以外の場合です。(製薬会社など)

Q 9 県の農林畜産部局に所属していますが、家畜衛生関係業務と環境関係の業務を担当しています。どう記載したらよいですか。

A 9 (9) 業務の種類はⅣを○で囲み、12月31日現在の主たる業務の内容を○で囲んでください。

Q 10 平成28年12月31日時点では、県庁から独立行政法人の畜産試験場に出向中です。(11)勤務先は07独立行政法人を○で囲めばよいですか。

A 10 貴見のとおり、12月31日現在の業務の内容、勤務先(07独立行政法人)を○で囲んでください。

Q 11 (11) 勤務先の①本庁等の「等」は何ですか。また、③家畜保健衛生所等、④保健所等、⑤食肉衛生検査所等の「等」はそれぞれ何ですか。

A 11 本庁等は、都道府県庁本庁のほか、〇〇地方振興局農業普及センターといった地域振興事務所です。ただし、地域振興事務所と家畜保健衛生所を兼任されている場合、本庁等ではなく、家畜保健衛生所等を○で囲んでください。

家畜保健衛生所等は、家畜保健衛生所のほか、畜産試験場や家畜衛生研究所、家畜病性鑑定所です。

保健所等は、保健所のほか、衛生研究所や保健福祉事務所、健康福祉環境事務所です。地方振興事務所と保健所を兼任されている場合、本庁等ではなく、保健所等を○で囲んでください。

食肉衛生検査所等は、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査所、食品衛生検査所等です。

※ 畜産試験場は(10)業務の内容は6試験研究に従事(大学勤務を除く。)を○で囲んでください。

Q 12 獣医系大学の大学院生(または科目等履修生)です。どう記載したらよいですか。

A 12 (9) 業務の種類はⅥ、(10) 業務の内容は8を○で囲み、(11)～(13)は斜線を引いてください。また、(15) 備考欄に「〇〇大学に大学院生として所属」などと記入してください。

なお、家畜保健衛生所にてアルバイトなどを行っている場合には、(14) 従たる職業の概要欄に「Ⅳ-5-ア-05 〇〇家保でアルバイト」と記載してください。

Q 13 獣医系大学の研修医です。どう記載したらよいですか。

A 13 (9) 業務の種類はⅠ又はⅡ、(10) 業務の内容は8、(11)は07独立行政法人、08国立大学法人、09私立学校のいずれかを○で囲んでください。また、(15) 備考欄に「研修医として所属」と記入してください。

Q 14 公立大学法人の獣医系大学に所属しています。どう記載したらよいですか。

A 14 (11)は07独立行政法人を○で囲んでください。

Q 15 特例民法法人に所属しています。(11) 勤務先は012公益法人、一般社団法人等を○で囲めばよいですか。

A 15 貴見のとおりです。

Q 16 認定小規模施設(年間30万羽以下)の食鳥処理場の検査員です。どう記載したらよいですか。

A 16 (10)業務の内容は10及びウを○で囲んでください。(11)、(12)及び(13)の勤務先では、食鳥検査員であることがわかりにくい場合、(15)備考欄にその旨を記載してください。

Q 1 7 国際機関に所属し、海外勤務をしています。どう記載したらよいですか。

A 1 7 (10) 業務の内容は 10 及びウ、(11) 勤務先は 013 を○で囲んでください。なお、所属する国際機関の名称を(12) 勤務先の名称欄に記入し、(13) 勤務先の所在地欄は斜線を引いてください。なお、提出先は日本国内の住所地の都道府県となります。

Q 1 8 主婦（夫）です。どう記載したらよいですか。

A 1 8 (9) 業務の種類はVIを○で囲み、(10)～(13)は斜線を引いてください。

なお、アルバイト等を行っている場合には、A 1 2を参照してください。ただし、アルバイト等の収入によって、配偶者の所得税控除対象外となっている場合は、当該業務を主たる職業として記載してください。

Q 1 9 勤務先の規程に基づき、育児休業(病気療養等)を取得中です。どう記載したらよいですか。

A 1 9 休業中の勤務先について記載し、その旨を(15) 備考欄に「育児休業中」と記入してください。

Q 2 0 定年後、特に仕事はしていません。どう記載したらよいですか。

A 2 0 (9) 業務の種類はVIを○で囲み、(10)～(13)は斜線を引いてください。

なお、業務を持っている場合には、A 1 2を参照してください。また、農業に従事したり、関係団体等で役員（無報酬も含む。）になられている場合、(15)備考欄に役職名など記入してください。

参照条文：

○獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）（抄）

（届出義務）

第二十二條 獣医師は、農林水産省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年一月三十一日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。

（免許の取得し及び業務の停止）

第八條

2 獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

二 第二十二條の規定による届出をしなかつたとき。

○獣医師法施行規則（昭和二十四年九月十四日農林省令第九十三号）（抄）

（届出）

第十三條 法第二十二條の農林水産省令で定める二年ごとの年は、昭和五十七年及び同年以降二年ごとの各年とする。

2 法第二十二條（法附則第十一項後段及び法附則第十五項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第六号様式によらなければならない。